

3 促進区域

促進区域とは、関係権利者に期限を定めて事業の実施を促し、どうしても関係権利者では事業の実施に踏み切れないときに、地方公共団体がその事業を実施する制度です。促進区域には、以下のような種類があります。

- ① 都市再開発法による市街地再開発促進区域
- ② 大都市地域における住宅及び住宅地等の供給に関する特別措置法による土地区画整理促進区域
- ③ 大都市地域における住宅及び住宅地等の供給に関する特別措置法による住宅街区整備促進区域
- ④ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

① 市街地再開発促進区域

市街地再開発促進区域は、民間による再開発の気運が盛り上がっているが、ただちに事業に着手するに至らない区域において、再開発に対する助成、技術指導及び建築行為等の制限を行うことによって、事業の推進、着手を期待するものです。

本市では、昭和 54 年 3 月に鞆町の一部を指定し、その後、7 地区のそれぞれ各一部を指定し、市街地再開発事業を図りました。全ての地区で事業完了したことにより、促進区域の都市計画は失効しています。



高崎駅西口旭町西地区

決定状況

番号	地区名	面積	都市計画決定	事業の状況
①	中部名店街 B 1	0.1ha	昭和 54 年 3 月 20 日	完了
②	高崎駅東口第一地区	0.3ha	昭和 56 年 12 月 25 日	完了
③	高崎駅東口第二地区	0.4ha	昭和 62 年 4 月 1 日	完了
④	城址地区	0.3ha	平成 元年 12 月 27 日	完了
⑤	高崎駅東口第三地区	0.5ha	平成 3 年 6 月 28 日	完了
⑥	高崎駅東口第四地区	0.6ha	平成 6 年 11 月 10 日	完了
⑦	高崎駅西口旭町西地区	0.2ha	平成 7 年 5 月 15 日	完了
⑧	高崎駅西口北第一地区	0.6ha	平成 11 年 8 月 24 日	完了
⑨	高崎駅東口第九地区	0.5ha	平成 28 年 12 月 15 日	完了